

年金分野でのマイナンバー制度の 利用について



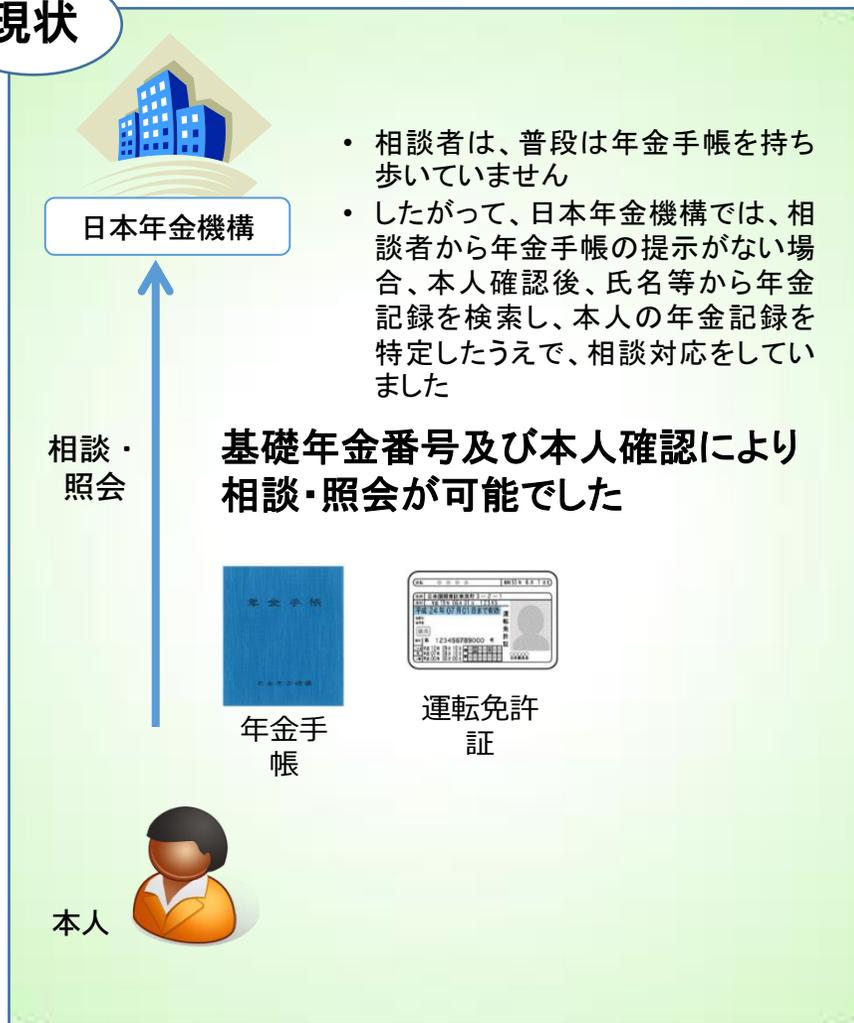
年金分野でのマイナンバー制度 導入のメリットについて

番号導入により実現されること ①個人番号を活用した窓口における相談・照会対応

概要（イメージ）

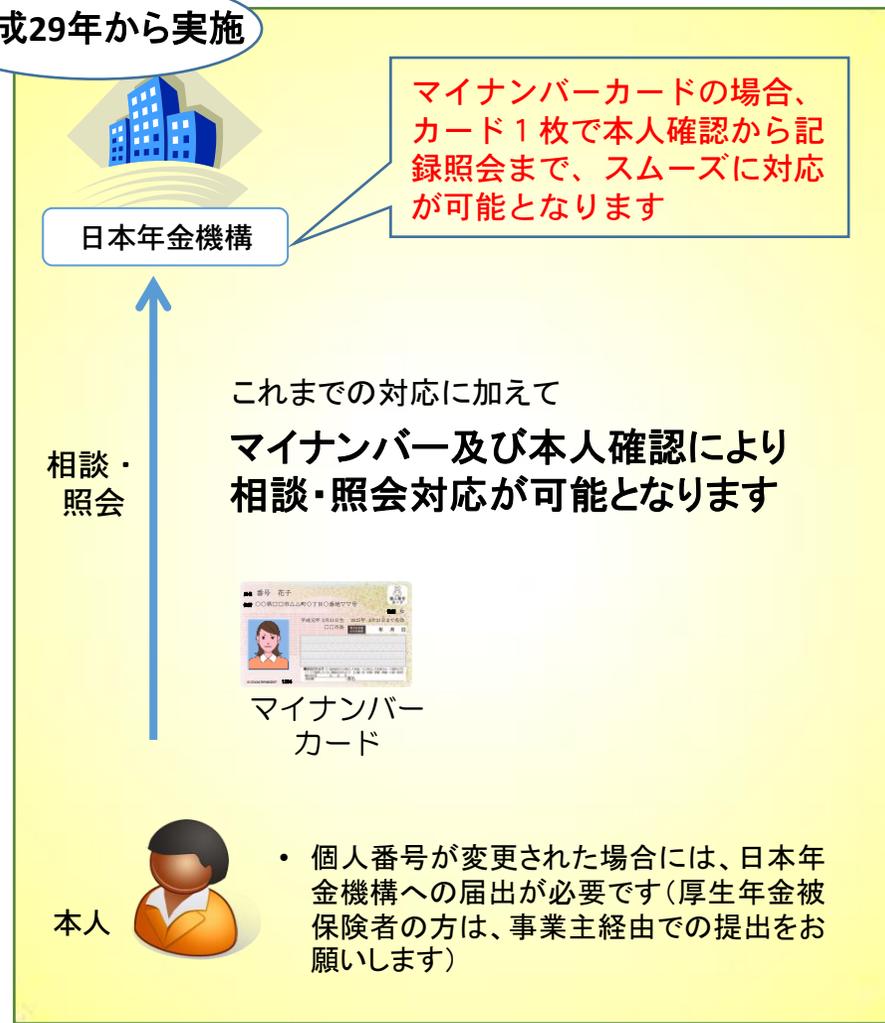
【現在の手続き】

現状



【番号制度導入後の手続き】

平成29年から実施



番号導入により実現されること ②住所・氏名変更時の届出省略（厚生年金の被保険者）

概要（イメージ）

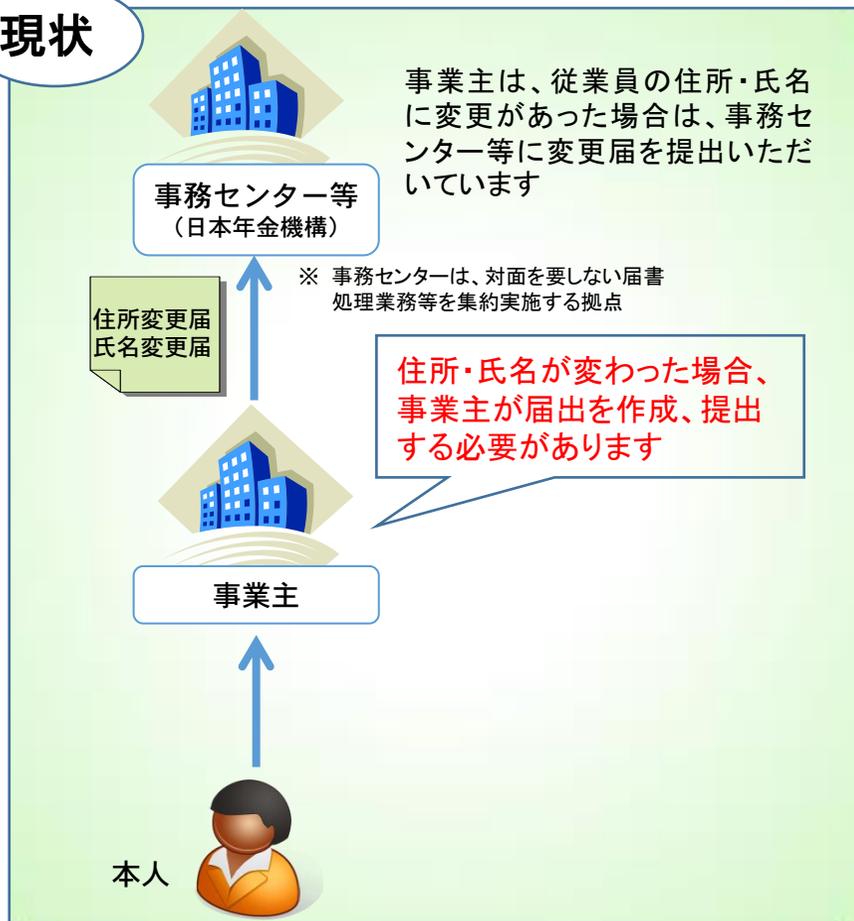
【現在の手続き】

厚生年金の被保険者が転居等をした場合、事業主は被保険者からの申出を受け、住所変更届等を作成し、事務センター等に提出していただいています。

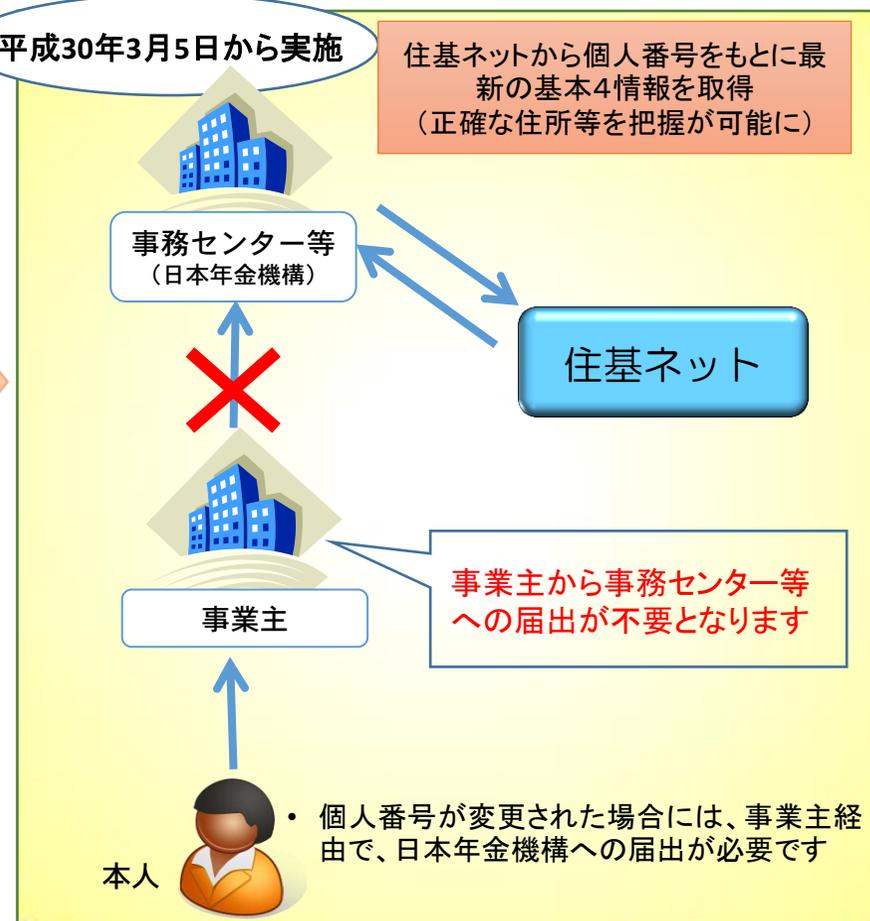
【番号制度導入後の手続き】

日本年金機構にて、最新の住所情報等を、住基ネットから個人番号をもとに取得し更新処理を行うため、届出の手続きそのものが不要となります。

現状



平成30年3月5日から実施



番号導入により実現されること

③採用時の基礎年金番号の確認が不要となります

概要（イメージ）

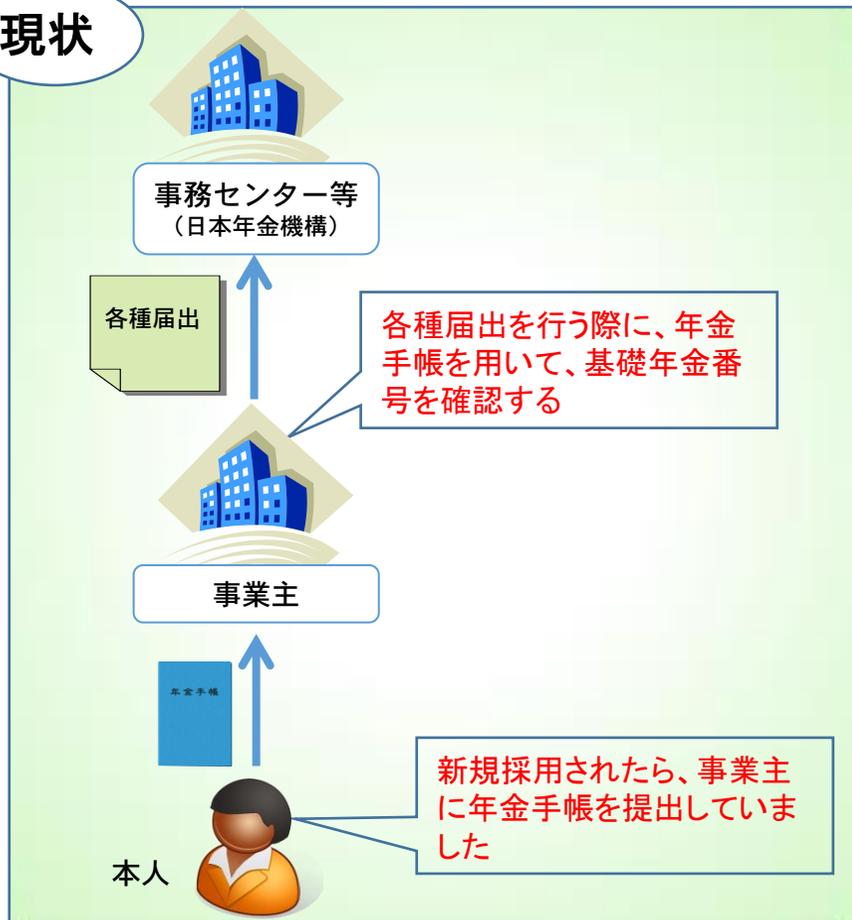
【現在の手続き】

事業主の方は、従業員の方を採用した場合、今後の手続きを行う上で必要となる、基礎年金番号の確認のため年金手帳の提出を求める必要がありました。

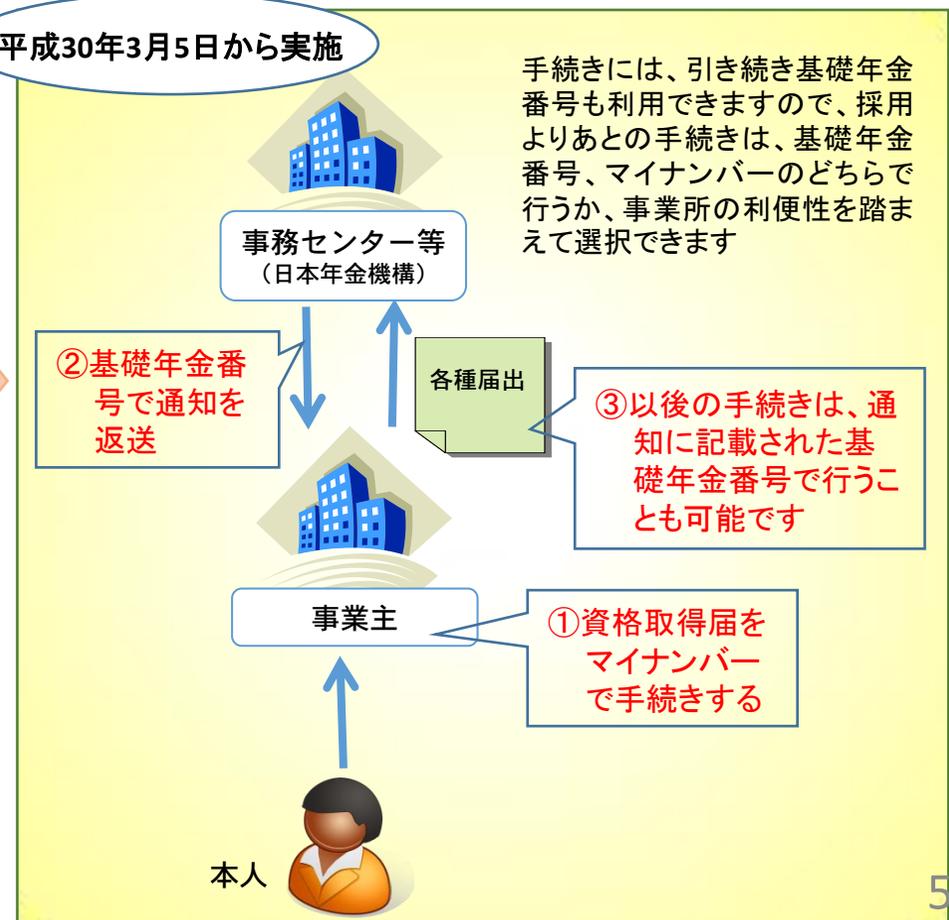
【番号制度導入後の手続き】

採用時に提出する資格取得届はマイナンバーで手続きをしていただき、日本年金機構から通知される基礎年金番号を利用することも選択できます。

現状



平成30年3月5日から実施



マイナンバー制度導入に伴う 主な変更点について

マイナンバーによる届出について

- 「基礎年金番号」欄が、「**個人番号または基礎年金番号**」欄に変わります。手続きは、原則個人番号で提出いただくこととなりますが、個人番号の提供が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を用いることができます。
- 基礎年金番号を記入いただく場合には、年金手帳でご確認いただいていたが、個人番号を記入いただく場合には、**届出者ご本人の本人確認措置（番号確認・身元確認）が必要**となります。
- その際、年金事務所・市区町村の窓口や事業主に対して、**本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の添付（提示）が必要**となります。

（参考）マイナンバー法に基づく本人確認措置

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の例 （赤枠囲み部分が変更箇所です）

(旧)

③※	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨※	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿										
被保険者 整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別 (性別)	取得 区分	基礎年金番号	作成 原因	資格取得 年月日	① 標準報酬 月額	② 標準報酬 月額	③ 標準報酬 月額	④ 標準報酬 月額	⑤ 標準報酬 月額	⑥ 標準報酬 月額	⑦ 標準報酬 月額	⑧ 標準報酬 月額	⑨ 標準報酬 月額	⑩ 標準報酬 月額	⑪ 標準報酬 月額	⑫ 標準報酬 月額	⑬ 標準報酬 月額	⑭ 標準報酬 月額	⑮ 標準報酬 月額	⑯ 標準報酬 月額	⑰ 標準報酬 月額	⑱ 標準報酬 月額	⑲ 標準報酬 月額	⑳ 標準報酬 月額	㉑ 標準報酬 月額	㉒ 標準報酬 月額	㉓ 標準報酬 月額	㉔ 標準報酬 月額	㉕ 標準報酬 月額	㉖ 標準報酬 月額	㉗ 標準報酬 月額	㉘ 標準報酬 月額	㉙ 標準報酬 月額	㉚ 標準報酬 月額	㉛ 標準報酬 月額	㉜ 標準報酬 月額	㉝ 標準報酬 月額	㉞ 標準報酬 月額	㉟ 標準報酬 月額	㊱ 標準報酬 月額	㊲ 標準報酬 月額	㊳ 標準報酬 月額	㊴ 標準報酬 月額	㊵ 標準報酬 月額	㊶ 標準報酬 月額	㊷ 標準報酬 月額	㊸ 標準報酬 月額	㊹ 標準報酬 月額	㊺ 標準報酬 月額	㊻ 標準報酬 月額	㊼ 標準報酬 月額	㊽ 標準報酬 月額	㊾ 標準報酬 月額	㊿ 標準報酬 月額



(新)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿							
被保険者 整理番号	被保険者の氏名 (姓)	生年月日	種別 (性別)	取得 区分	個人 番号 または 基礎年金 番号	資格取得 年月日	① 標準報酬 月額	② 標準報酬 月額	③ 標準報酬 月額	④ 標準報酬 月額	⑤ 標準報酬 月額	⑥ 標準報酬 月額	⑦ 標準報酬 月額	⑧ 標準報酬 月額	⑨ 標準報酬 月額	⑩ 標準報酬 月額	⑪ 標準報酬 月額	⑫ 標準報酬 月額	⑬ 標準報酬 月額	⑭ 標準報酬 月額	⑮ 標準報酬 月額	⑯ 標準報酬 月額	⑰ 標準報酬 月額	⑱ 標準報酬 月額	⑲ 標準報酬 月額	⑳ 標準報酬 月額	㉑ 標準報酬 月額	㉒ 標準報酬 月額	㉓ 標準報酬 月額	㉔ 標準報酬 月額	㉕ 標準報酬 月額	㉖ 標準報酬 月額	㉗ 標準報酬 月額	㉘ 標準報酬 月額	㉙ 標準報酬 月額	㉚ 標準報酬 月額	㉛ 標準報酬 月額	㉜ 標準報酬 月額	㉝ 標準報酬 月額	㉞ 標準報酬 月額	㉟ 標準報酬 月額	㊱ 標準報酬 月額	㊲ 標準報酬 月額	㊳ 標準報酬 月額	㊴ 標準報酬 月額	㊵ 標準報酬 月額	㊶ 標準報酬 月額	㊷ 標準報酬 月額	㊸ 標準報酬 月額	㊹ 標準報酬 月額	㊺ 標準報酬 月額	㊻ 標準報酬 月額	㊼ 標準報酬 月額	㊽ 標準報酬 月額	㊾ 標準報酬 月額	㊿ 標準報酬 月額

マイナンバー法に基づく本人確認措置

- ◇マイナンバー法に基づく本人確認
マイナンバー制度では、本人またはその代理人からマイナンバーの提供を受ける時にマイナンバー法の本人確認を行うことが義務付けられています。
本人からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認にあたっては、マイナンバーが正しい番号であることの確認（①番号確認）と、マイナンバーを提出する者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（②身元（実存）確認）、2つの確認を書類等で確認させていただきます。
①番号確認（マイナンバーの確認）：提供されたマイナンバーが正しい番号であることの確認
②身元（実存）確認：マイナンバーの提供を行う者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認
※代理人からマイナンバーの提供を受ける場合は、ⅰ代理権の確認、ⅱ代理人の身元（実存）確認、ⅲ本人の番号確認を書類等で確認させていただきます。
- ◇番号確認書類と身元（実存）確認書類
①番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し）
②身元（実存）確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）
で本人確認を行います。

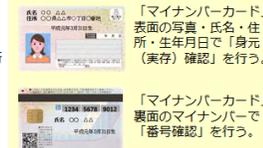
マイナンバーカードは、1枚で番号確認と身元（実存）確認を行うことができます。

「マイナンバーカード」で本人確認できました。



Aさん

マイナンバーカード



「マイナンバーカード」表面の写真・氏名・住所・生年月日で「身元（実存）確認」を行う。

「マイナンバーカード」裏面のマイナンバーで「番号確認」を行う。

本人確認措置の方法については、以下をご覧ください（内閣府のリンクに移動します）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/lawkakunin.pdf>

番号利用法に基づく本人確認措置について①

- 番号制度では、本人又はその代理人から個人番号の提供を受ける時に、番号利用法第16条に基づく本人確認措置を行うことが義務付けられています。
- 番号利用法に基づく本人確認措置では、「番号確認」と「身元（実存）確認」を行います。

番号確認 : 提供された個人番号が正しい番号であることの確認

身元（実存）確認 : 個人番号の提供を行う者が番号の正当な持ち主であることの確認

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。

個人番号カード



個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認

運転免許証orパスポートなど

番号確認

通知カードor

住民票（マイナンバー付き）など



※政府広報用リーフレットから引用

国民年金第3号被保険者関係届（以下「3号届」）における第3号被保険者の本人確認

- 3号届は、厚生年金被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者が、厚生年金被保険者の勤務先の事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）を経由して日本年金機構に届出を行います。
- 第3号被保険者が3号届に本人の個人番号を記載して届出する場合は、事業主又はその委託を受けた厚生年金被保険者が第3号被保険者の本人確認を行う必要があります。

番号利用法に基づく本人確認措置について②

□ 第3号被保険者の本人確認措置の実施方法

3号届の手続きにおいて行われる本人確認措置の実施方法には、以下の3通りあり、確認方法毎に、実施主体が異なります。

	第3号被保険者の本人確認	説明
①直接提出の場合	事業主	第3号被保険者が事業主等に3号届を直接提出する場合は、 <u>事業主</u> が第3号被保険者の本人確認を行います。
②代理提出の場合	事業主	厚生年金被保険者が第3号被保険者の委任を受けて、代理人として事業主等に3号届を提出する場合は、 <u>事業主</u> が第3号被保険者の本人確認を行います。
③確認事務の委託の場合	厚生年金被保険者	事業主が厚生年金被保険者に個人番号関係事務（本人確認の事務）を委託する場合は、 <u>厚生年金被保険者</u> が第3号被保険者の本人確認を行います。

※3通りの方法のうち、いずれの方法を採用するかは、事業主の判断に委ねられます。

□ 3号届の様式の第3号被保険者欄に届出に係る委任の文言を追加します。

3号届の様式の第3号被保険者欄に「※届書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します□」の文言を設けます。

⇒上記②のケースでは、3号届の□にチェック✓を入れます。その場合は、様式を委任状として取扱うことができ、第2号被保険者（厚生年金被保険者）が第3号被保険者の代理人として事業主に届書を提出することができます。

B. 第3号被保険者欄	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 平成 年 月 日 日本年金機構理事長あて (ひがし)				
	⑦ 住所	同居 別居	〒	-	※同居の場合も住民票の住所を記入してください。	
	⑨ 第3号被保険者になった日	7.平成	年	月	日	⑩ 理由 1. 首 2. 喪 3. 喪

（該当）

様式変更等に伴う変更について

- これまでの様式は、縦型、横型が混在したり、大きさが統一されていませんでしたが、**今後は主要な届出についてA4縦型に統一**します。
- また、**被扶養者（異動）届と3号届を統一**し、1枚の届書とします。加えて、厚生年金適用関係の届出（資格取得、算定届等）に関して、**被保険者に関する届出と70歳以上被用者に関する届出の様式を統一**します。
- **国民年金関係の市区町村から日本年金機構へ提出する様式を統一**します。

※様式変更当初は、旧様式もご利用いただけますが、早期に新様式での提出への変更をお願いします。

「国民年金被保険者関係届書」の例

(旧)

国民年金被保険者関係届書 (申請書)

届出内容: 資格取得届・申出, 被扶養者届, 死亡届, 氏名変更届, 住所変更届, 付加保険届, 免除理由届, 基礎年金番号変更届, 手続番号登録届, 手続再交付, 納付再発行依頼, 退職申出届

欄外記録訂正等



(新)

国民年金被保険者関係届書 (申出書)

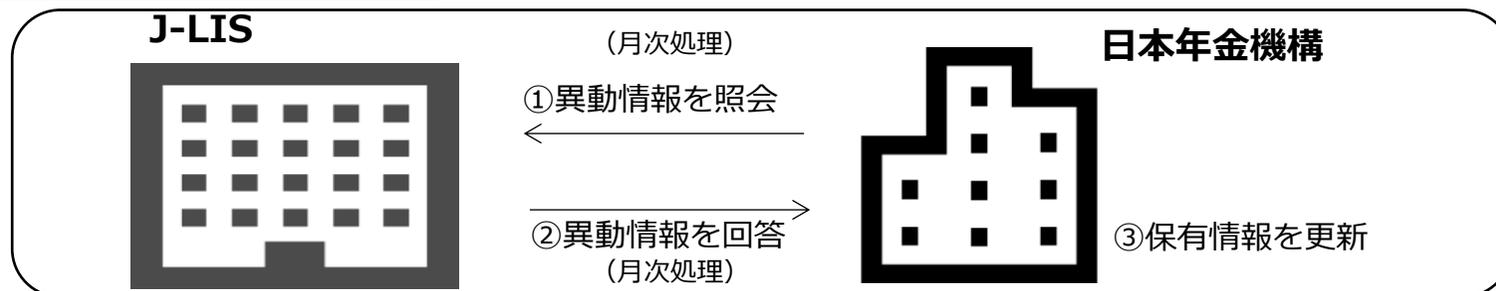
届出内容: 資格取得届・申出, 被扶養者届, 死亡届, 氏名変更届, 住所変更届, 付加保険届, 免除理由届, 基礎年金番号変更届, 手続番号登録届, 手続再交付, 納付再発行依頼, 退職申出届

欄外記録訂正等

届出省略に伴う変更について（概要）

- 日本年金機構では、**基礎年金番号と個人番号の紐付け**を進めてきています。
- 個人番号が基礎年金番号と結びついていない厚生年金被保険者については、「**マイナンバー等確認リスト**」による**情報提供の協力**をお願いしていました。事業主の皆さまには、御協力をいただきありがとうございました※1。
※1 引き続き、基礎年金番号と個人番号の紐付けを進めて参りますので、御協力をお願いいたします（平成30年7月以降、対象者の情報を定期的に提供する予定です。対象者の情報を提供した時点で、住所変更等をしていることが判明しましたら、その時点で届出をお願いいたします。）。
- 平成30年3月5日より、**被保険者の住所変更届**及び**被保険者・受給権者の氏名変更届**は**個人番号と基礎年金番号が紐付いている方**については日本年金機構への**届出を省略**※2できます。
※2 受給権者の住所変更届の省略については、平成23年7月に実施済み
- また、これまで受給権者のみ実施していた死亡届の届出省略について、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者も個人番号と基礎年金番号が紐付いている方については届出を省略できます。（なお、厚生年金被保険者については、従来どおり、資格喪失届の提出が必要です。）

日本年金機構で保有する情報の更新イメージ



届出省略に伴う変更について（年金受給者）

□ 氏名変更届の届出省略に伴い、以下の点について、ご注意ください。

● 年金証書の交換について

- ✓ 年金受給者の氏名変更の場合、**お手元の年金証書（旧氏名）を、新しい年金証書（変更後の氏名）と交換する必要があります**。したがって、ご本人に対して、日本年金機構よりお知らせを送付させていただきます。
- ✓ お知らせが届いたら、**お近くの年金事務所にて、年金証書の交換手続き**をお願いします。

● 年金振込口座名義の変更について

- ✓ 年金受給者が氏名を変更された場合、年金をお振り込みさせていただいている**金融機関の口座名義を変更いただかないと、年金のお振り込みができなくなるおそれ**があります。
- ✓ **市役所等で氏名変更の手続きをされた方**は、日本年金機構から氏名変更のお知らせを送付しますので、お知らせが届き次第、**速やかに金融機関の口座名義の変更**をお願いします。
※先に金融機関の口座名義を変更される場合は、事前に年金事務所へご相談ください。
- ✓ なお、**共済組合等や企業年金において、氏名は自動的に変更されません**。引き続き、**共済組合等や企業年金に対して、氏名変更の手続きが必要**となりますので、年金を支給している共済組合等や企業年金にお問い合わせください。

● 遺族年金失権届又は氏名変更理由届（新設）の提出について

- ✓ **遺族年金受給者**が氏名を変更された場合、**受給されている遺族年金の権利の消滅事由に該当している可能性**があります（婚姻等）。そのため、日本年金機構からお知らせを送付させていただきますので、**同封されている、遺族年金失権届又は氏名変更理由届をご提出ください**。

届出省略に伴う変更について（市区町村）

□ 氏名変更届等の届出省略に伴い、以下の点について、ご注意ください。

● 日本年金機構への報告について

- ✓ 基礎年金番号と個人番号の紐付けがされている国民年金第1号被保険者の氏名変更、住所変更、死亡届は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が保有している情報の提供を受け、日本年金機構において更新を行います。
- ✓ 氏名変更、住所変更、死亡の日本年金機構への報告については、住民登録されている方の場合は不要となります。
- ✓ なお、年金事務所等から居所未登録者整理結果通知書が送付された被保険者について、住民調査や本人からの届出等によって住所が確認されたときは、新たに確認できた住所を日本年金機構に報告していただきます。

● 住民の方への周知

- ✓ 日本年金機構へ住民票住所を登録されている年金受給者については、住所変更届、死亡届に加えて氏名変更の日本年金機構への届出が不要となります。
- ✓ 日本年金機構で住基ネットにより氏名変更の情報を取得した場合は、本人にお知らせを送付し、新しい氏名での年金証書への交換の手続きと振込金融機関の口座名義変更の手続きをお願いすることとなりますので、市区町村におかれましても住民の方への周知をお願いします。

届出省略に伴う変更について（健康保険）

□ 氏名変更届の届出省略に伴い、以下の点について、ご注意ください。

● 新保険証の交付について

- ✓ 基礎年金番号と個人番号の紐付けがされている被保険者の氏名変更は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が保有している情報の提供を受け、日本年金機構において氏名変更を実施します。（氏名変更の届出は不要です）。
- ✓ この氏名変更の処理に伴い、保険証に記載されている氏名も変更する必要があります。新保険証への変更（交換）については、新しい保険証を事業主様宛に送付させていただきますので、事業主様が、被保険者から旧保険証を回収していただき、引き換えに新保険証をお渡しいただくこととなります。（別紙「協会けんぽに加入している従業員の方の氏名変更届の省略について」参照）
- ✓ なお、旧字体等、システム対応できない文字については、カタカナで表記させていただきますので、ご了承ください。

● 被扶養者の氏名変更について

- ✓ 被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われないため、これまでどおり、被扶養者異動届により、氏名変更の届出をお願いします。

● 70歳以上の被保険者の氏名変更について

- ✓ 70歳以上の被保険者については、氏名変更の届出省略は行われないため、これまでどおり、氏名変更届の提出をお願いします。

※ 健康保険組合に対する届出については、各健康保険組合において異なります。

その他の事項について①

□ その他、以下のような変更があります。

● 資格取得届の住所欄について（事業主の方向け）

- ✓ 厚生年金の資格取得届に個人番号を記載して提出された場合は、住所の記載を省略していただけます。

● 決定通知書等のレイアウトについて（事業主の方向け）

- ✓ 資格取得届等を提出後、事業主様宛てに通知する決定通知書がA 4縦型の様式に統一されます。
- ✓ 厚生年金の被保険者の方は、原則住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）により住所情報を更新するため、資格取得時の決定通知書の住所欄が省略されます。

● 年金手帳の送付方法について（事業主、被保険者の方向け）

- ✓ 初めて年金制度に加入した方については、資格取得届の手続きの際に決定通知書と併せて年金手帳を送付しておりましたが、今後、年金手帳については決定通知書とは別に送付することとなります。
- ✓ お手元に到着する時期がそれぞれ異なることとなりますがご了承ください。

● 協会けんぽ被保険者の保険証の返納のお知らせについて（事業主、被保険者の方向け）

- ✓ 健康保険の資格喪失の届出の際、保険証の添付がなかった場合には、これまで「返納のお知らせ」を送付して保険証の返納をお願いしていましたが、お知らせの名称を「無効のお知らせ」に変更して、従前の保険証は使用できないこと及び保険証の返納をお知らせすることに変更しました。

※健康保険組合の被保険者に対する返納については、各健康保険組合において異なります。

その他の事項について②

□ その他、以下のような変更があります。

● 通知等の郵送先（居所）の登録について

✓住民票上の住所以外にお住まいの場合は、通知等の郵送先（居所）を登録いただくことが可能です（厚生年金被保険者及び第3号被保険者に限ります）。その際には、住所変更届の用紙で、通知等の郵送先を日本年金機構に登録をお願いいたします。

✓通知等の郵送先（居所）を登録いただいた場合には、住基ネットの異動に基づく更新は行われなくなります。通知等の郵送先（居所）を変更する場合、又は通知等の郵送先を居所から住所に変更する場合は、住所変更届の用紙で、登録をお願いします。

※これまでに、日本年金機構に登録している住所が通知等の送付先（居所）となっている方（厚生年金被保険者及び第3号被保険者に限る）は、今後、住民票住所の異動があった際は、住基ネットの異動情報に基づく更新を行います。通知等の郵送先（居所）からの変更を希望されない場合には、同様に日本年金機構への登録をお願いします。

● 遺族年金のお知らせについて

✓被保険者、待機者（年金受給開始年齢に到達していない方）が亡くなられた際には、住基ネットの死亡情報に基づき、遺族年金が支給される可能性がある方に対してお知らせを送付し、遺族年金の請求漏れを防止します。

● 個人番号変更届（新設）について

✓日本年金機構では、基礎年金番号と紐付けられた個人番号により住基ネットから情報を取得し、住所変更、氏名変更の届出を省略することとしています。そのため、個人番号が変更された場合は、日本年金機構へ個人番号変更届（新設）により変更後の個人番号の届出をお願いします。

電子申請・電子媒体の仕様変更について①

□ 個人番号対応、様式変更等に伴い届書作成プログラム等が更新されます。これにより以下の点についてご注意ください。

● 届書作成プログラムを使用して届書を作成される方へ

✓ 「届書作成プログラム (Ver.17.00)」をダウンロードの上、届書を作成してください。
(平成30年3月2日に公開)

※ 平成30年3月5日以降の届出にご利用いただくものです。

● 自社で開発したプログラム等で届書を作成される方へ

✓ 現在日本年金機構ホームページで公開している「電子媒体届書作成仕様書 (Ver.10.00)」「仕様チェックプログラム (Ver.11.00)」をダウンロードのうえ届書を作成してください。

※ 平成30年3月5日以降の届出にご利用いただくものです。

● 日本年金機構から送付するCDを利用している方へ

✓ 平成30年2月送付分(3月賞与支払届分)以降の賞与支払届等作成分のCD(以下「ターンアラウンドCD」といいます。)を使用して届書を作成する場合は新バージョン(Ver.17.00)の届書作成プログラムにより届書を作成してください。新バージョンを使用せずに、「ターンアラウンドCD」を取り込むことはできませんのでご注意ください。

※ 平成30年3月4日以前に年金事務所等へ作成依頼を行った「ターンアラウンドCD」を利用する場合は、旧バージョンの「届書作成プログラム(Ver.16.00)」により、「ターンアラウンドCD」を取り込み後に届書を作成してください。

電子申請・電子媒体の仕様変更について②

□ 個人番号対応、様式変更等に伴い届書作成プログラム等が更新されます。これにより以下の点についてご注意ください。

● 社会保険労務士の方へ

- ✓ これまでの仕様では、社会保険労務士の方が電子申請、電子媒体を提出される場合、「提出元ID」の項目については、日本年金機構で払い出している4桁の社労士コードを設定していただいております。
- ✓ 平成30年3月5日以降は、4桁の社労士コードに替えて、全国社会保険労務士会連合会において払い出している8桁の社会保険労務士登録番号を設定（CSV方式での申請時のみ）していただき、ご提出ください。

<社労士コード（4桁）から社会保険労務士登録番号（8桁）に変更させていただく理由>

- 社労士コード（4桁）は、都道府県単位に払い出しているため、結果として、同一の番号を別の社会保険労務士に払い出しています。
- 一方、社会保険労務士登録番号（8桁）は、全国で一意的番号として払い出されています。
- 日本年金機構においては、電子媒体届や電子申請が提出された際、社労士コード（4桁）および媒体通番により重複提出の有無チェックを実施していますが、同一の番号を別の社会保険労務士に払い出しているため、本来重複提出でない届出に対し重複エラーとなってしまう可能性があります。
- よって、平成30年3月より、電子媒体届や電子申請の提出の際は、社労士コード（4桁）に替えて、全国で一意的番号である社会保険労務士登録番号（8桁）を設定していただくこととしたものです。